



平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う
平成 25 年 10-12 月期四半期別 GDP 速報における推計方法の変更について

平成 26 年 2 月 4 日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

- ・ 公的固定資本形成推計の基礎資料である「建設総合統計」(国土交通省)において、平成 25 年 10 月 1 日以後の受注額のうち平成 26 年 4 月 1 日以後の完成予定工事については、消費税率引上げ後の税率が適用された受注額を進捗展開した工事出来高となっている。
- ・ 他方、公的固定資本形成の実質化に用いるデフレーターについては、基礎資料の制約から平成 26 年 1-3 月期までは現行消費税率に基づく計数となる。
- ・ このため、名目値と実質値の整合性を確保する観点から、平成 25 年 10-12 月期及び平成 26 年 1-3 月期の名目公的固定資本形成の推計においては、「建設総合統計」の計数から平成 25 年 10 月 1 日以後の受注額のうち平成 26 年 4 月 1 日以後の完成予定工事の出来高を別途推計し、それに係る消費税率引上げ相当額を名目公的固定資本形成から控除する対応を行う。

(以上)